

「聖書翻訳史の光と陰」下

Light and Shade in the History of Translation of Scripture II

楠 本 史 郎

要 約

聖書は神の言葉と信じられるがゆえに、大きな影響力を持つ。しかし原典においては、旧約はおもにヘブライ語で書かれ、新約はギリシア語で記されており、それを理解できる人々は限られる。そこで聖書は各国語に翻訳され、広く読まれるようになった。その訳出の作業自体が聖書解釈を含み、訳によっては原語とは別の意味が伝えられ、あるいは内容そのものが変わってしまう可能性がある。しかもひとたびなされた翻訳が、広く社会全体に大きな影響を与えることにもなる。

その第1の場合として、前回「聖書翻訳史の光と陰 上」では「召し」という語を取り上げ、それが翻訳によってどのように職業倫理と結びつき、近代産業社会を生み出す一つの梃子となったかを、マックス・ヴェーバーの聖書理解とそれによる所論を手がかりとして取り上げ、その聖書釈義的な妥当性を検討した。

本論文では、第2の場合としていわゆる「らい病」を取り上げる。各国語聖書にこの訳語が当てられたため、長期にわたり、ハンセン病者に対する偏見と差別を助長する結果となった。聖書の原語が持っていた本来の意味を釈義的に考察し、新約においてその祭儀的、律法的枠組が克服されていることを確認する。そのうえで、この語が歴史的にどのように翻訳され、本来の意味を離れて用いられるに至ったかを見る。

これらにより、聖書が翻訳によって歴史にどのように関わったかを検証する。

3. いわゆる「らい病」の場合

かつてハンセン病は「らい病」と呼ばれ、「不治の病」と恐れられた。実際には1873年にノルウェーの医学者アルマウエル・ハンセンGerhard Henrik Armauer Hansenによってレプロ菌が発見され、感染症であることが証明された。以後、多くの治療法が試みられ、とくに第二次世界大戦前後にはさまざまな薬が生まれた。それ以後、治療法が確立している。しかしこの病気に対する誤った理解⁴⁴⁾は広まり、病者に対する偏見と差別が根強い。それは今日なお残っている。

この面で聖書翻訳が結果として担った役割は決して小さくはない。旧新約聖書の訳語がハンセン病者に対する社会の偏見と差別を助長した事実を否定することはできない。しかし、従来「らい病」と訳されてきた語が、もともと、今日ハンセン病と呼ばれる特定の疾病を意味していたのだろうか。その訳語は適切であったのだろうか。本論文では、その点を釈義的に検討する。その上で、聖書翻訳の歴史を顧み、いつ、どのような経緯で「らい病」と訳されるに至ったかを確認する。

3. (1) 旧約におけるツアラアト

旧約において従来、「らい病」と訳されてきた語は、動詞形の **עַלְעָלָה** ツアーラーが20回、その名詞形 **עַלְעָלָה** ツアラアトが35回、用いられている。レビ記13章から同14章においては、前者は4回、またとくに後者は29回用いられている。ここに集中してツアラアトの判定と処置法が規定され、これに関する主要な律法規定となっている。またこの語は、出エジ4:6のモーセの召命記事、列王下5章のナアマン物語、歴代下26章のウジヤ王についての叙述などにも出る⁴⁵⁾。本項では、そこからいくつかの箇所を取り上げ、釈義的に検討する。そのうえで、医学的、歴史的所見を加え、旧約におけるツアラアトとは何かを探る。

3. (1) 1) レビ記13章、同14章

当該箇所においてツアラアトのおもな症状とされているのは次のようなものである。

- ①皮膚に現れる湿疹、斑点、疱疹、発疹のうち、患部の毛が白変し症状が皮下組織に及んでいる場合（レビ13:1-3）。
- ②皮膚に現れる白い湿疹と、患部の毛の白変、湿疹部のただれ（同13:9-17）。
- ③皮膚の炎症が再発し、白い湿疹か、赤みがかった白の疱疹を生じ、なお症状が皮下組織に及び、患部の毛が白変している場合（同13:18-23）。
- ④やけどの痕がただれて赤みがかった白か白の疱疹となり、疱疹部の毛が白変し、疱疹が皮下組織に及ぶ場合（同13:24-28）。
- ⑤頭やあごの、白癬などの皮膚症状が皮下組織に及び、患部の毛が薄く黄色みを帯びた場合（同13:29-30）。
- ⑥禿頭部の赤みがかった皮膚症状（同13:40-44）。
- ⑦衣服、糸、革製品のかび（同13:47-59）、家屋に生じるかび（同14:34-57）⁴⁶⁾。

これらの症状がツアラアトであるかどうかは、祭司が判断する（同13:2-3、13:9、13:19、13:25-26、13:29-30など）。直ちに判定できない場合には、とりあえず患者を隔離し、1週間程度の期間をおき、再度祭司が判断する（同13:4-7、13:21、13:26-28、13:31-34など）。祭司によってツアラアトと判定され、「あなたは汚れている」と宣言された病者については、次のように規定されている。

「重い皮膚病にかかっている患者は、衣服を裂き、髪をほどき、口ひげを覆い、『わたしは汚れた者です。汚れた者です』と呼ばわらねばならない。この症状があるかぎり、その人は汚れている。その人は独りで宿営の外に住まねばならない。」⁴⁷⁾

ツアラアトという判定を覆すのもまた、祭司の検査と宣言による。祭司は、症状がツアラアトに該当するかどうかを調べ、患部の回復を確認したなら、「あなたは清い」と宣言する（同13:17、13:37）。その際、清めの儀式を受けることがレビ14章で規定されている。犠牲として鳥や羊、鳩、小麦粉、オリーブ油などを捧げ、賠償の献げ物とする（同14:4-7、14:10-20、14:21-31）。厳密には、祭司は病気の医学的診断と治療を行うのではなく、律法上、祭儀的に本人が汚れているのか、清いのかを判定し、その上で律法に定められた処置を行う。祭司の行う「清めの儀式」は、ツアラアトを癒す行為ではなく、本人がツアラアトではないことを社会的に承認し、追放と隔離からの解

放、社会復帰を宣言するためのものである。

レビ記13章で指摘されている皮膚の湿疹や斑点、疱疹、発疹、ただれ、炎症、やけど、色変など、ツアラアトの諸症状は、医学的にハンセン病のみにあてはまるものとは言えない。むしろ、より一般的な皮膚病症状を含む。また14章で症状の回復が見られた場合の処置が述べられているが、菌による感染病であるハンセン病の自然治癒は考えにくい。さらに13:47-59で、衣服や革製品のかびがツアラアトと呼ばれ、また14:33-53では家屋に生じるかびも同じように記述されている。以上から、レビ記13章、14章におけるツアラアトをハンセン病と同一視することはできない。

「ツアラアトというヘブライ語は、ギリシア語訳で λέπρα, lepraとされたために、多く、らしい病leprosyと訳されてきた。しかしこれは、この病気がその名で知られてきたが、leprosyではない。この語は曖昧な用語であり、ヘブライ人の医学的科学的知識の曖昧さに由来する。生物に限定されず、羊毛や亜麻布、家屋にも用いられている。これらの徵をもって人をleprosyと診断することは困難であり、ほとんど現代医療専門家の診断材料とはならない。」⁴⁸⁾

したがって、ここでのツアラアトは純粋な医学的概念であるよりも、祭儀的、律法的概念の要素が強い。またハンセン病と特定することはできない。むしろ表面に現れた汚れを表す。人間の場合には、皮膚表面に現れる皮膚病の諸症状全体のなかで、とくに律法祭儀上、汚れと見られたものを指す。それゆえ、同様に、物や家屋の表面に付くかびなどをも指す。

3. (1) 2) 歴代誌下26:1-23

歴代誌上下は、サムエル記上下と列王記上下を底本とし、再建されたエルサレム神殿（第二神殿）を生の座とした、ダビデ王朝とエルサレム聖所に関する歴史記述であると言われる⁴⁹⁾。代々の王たちは、エルサレム神殿およびそこでの祭儀に対する態度によって評価され、編集し直されている。一貫しているのは、応報原理である。底本において正しく敬虔であるとされた王が災いを受けるのは、応報原理にそぐわない。隠された罪があり、そのために災いを受けたと考える。不幸に遭うからには、それだけの原因があるとする。その結果、歴代誌においては、応報観にもとづいて底本が著しく修正される場合がある。

当該箇所もまたその一つである。底本である列王下14:21-22および同15:2-7において、アザルヤ（ウジヤ）は、「父アマツヤが行ったように、主の目にかなう正しいことをことごとく行った」（同15:3）と評価される一方、「主が王を打たれたので、王は死ぬ日までツアラアトに悩まされ、隔離された家に住んだ」（同15:5）と記され、「アザルヤは先祖と共に眠りにつき、ダビデの町に先祖と共に葬られた」（同15:7）とされている。しかし歴代下26章には、独自の記事として、「彼は勢力を増すとともに思い上がって墮落し、自分の神、主に背いた。彼は主の神殿に入り、香の祭壇の上で香をたこうとした」（同26:16）とある。その傲慢の罪の結果、彼はツアラアトを患い、さらに「ウジヤは先祖と共に眠りにつき、その遺体は、ツアラアトに冒されていたということで、王の墓の近くの野に先祖と共に葬られた」（同26:23）と記される⁵⁰⁾。

列王記および歴代誌に共通しているのは、たとえ王であってもツアラアトを病んだならば、隔離されて住まなければならなかったということである。しかしこの隔離は、病気の伝染を防ぐためのものではなく、祭儀上の汚れから民を守る目的から行われたと考えられる⁵¹⁾。申命記24:8では「ツア

楠 本 史 郎

ラアトについては、細心の注意を払い、すべてレビ人である祭司が指示するとおりに行いなさい。わたしが彼らに命じたとおり忠実に守りなさい」とあり、ツアラアトについての処置は祭司に委ねられている。祭司の最大の職務の一つは、民のうちに祭儀上の清らかさを保つことにあった。ウジヤ王はエイラトの町を再建してユダ王国に復帰させ（列王下14:22）、エルサレム神殿の礼拝を重んじた（同15:3）。しかしその彼もまた、ツアラアトに冒されたため、隔離され、王宮を離れて生涯を送らなければならなかった。

他方、歴代誌家はその独特的の応報観により、列王記とは異なる叙述を加える。第1は、ウジヤが思い上がり、神殿を汚したとの記事（同26:16-20）である。つまりツアラアトを、人間の罪に対する神の罰、また裁きと見ている。第2は、同26:23において、ツアラアトのゆえにウジヤは先祖の墓に入れられず、死んでなお、先祖と区別され、野に葬られたとしていることである。しかし、王の墓に入れられなかつたと述べながら、「先祖と共に葬られた」と、底本である列王記下15:7を引用したため、矛盾が生じている。歴代誌には、ツアラアトが罪の結果であり、また病者の隔離は死後も続くという厳しさが見られる。これは、歴代誌家の応報観だけではなく、歴代誌の基本部分が成立した紀元前5世紀前後の、第二神殿の祭儀を中心に民の聖性を保ち続けようとした人々の状況が反映していると考えられる。

旧約においてはツアラアトが隔離の対象とされた。後にこれが「らい病」と訳され、ハンセン病と同一視されるに至る。その結果、病者を社会から遠ざけ、専用施設に隔離する政策に社会的合意を与えることになる。また歴代誌のように、ツアラアトの原因を本人の過誤や罪に求める場合には、いわれのない宗教的差別が増幅される結果となる。

3. (1) 3) 出エジプト記4:1-9

出エジプト記3-4章は、モーセの召命の記事である。神がミディアンの地に逃れていたモーセを召し出し、エジプトで奴隸となっていたイスラエルを約束の地へと導き出す使命を与える。その務めの重さにモーセはためらい、迷う。それに対して神は3つのしるしを行う力をモーセに与え、民の指導者として立てる。第1のしるしは杖を蛇に変えることであり（出エジ3:2-5）、第2はモーセの手をツアラアトにかかるせ、癒すこと（同4:6-7）、第3がナイル川の水を血に変えること（同4:9）である。

第1と第3のしるしは、実際にモーセが民を解放するためにファラオと対峙した際に行われた（同7:8-13、同7:14-24）。それらを含む、出エジプトにかかわる一連のしるしは、イスラエルが救いの出来事を回想する際に繰り返し語られ、覚えられることになる（申命4:34、同6:22など）。したがって当該箇所で行われた3つのしるしは、すべて出エジプトにかかわるものと考えられる。第2のしるしについても同様である。ここでは、一時的にモーセの手がツアラアトとなった原因がモーセ自身の罪にあるとは考えられていない。むしろここで示されたツアラアトを支配する力が、民を奴隸の地から救い出す神の主権を証しし、モーセに、民の指導者として立つよう促している。

3. (1) 4) 民数記12:1-6

当該箇所においてミリアムはアロンと一緒にになって弟モーセを非難する。理由は、第1に彼が外

国人の女性を妻としていること（民数12:1）、第2にモーセだけに主の言葉が委ねられたこと（同12:2）である。主は、自ら選んだモーセに対する非難のゆえに怒り、ミリアムをツアラアトにからせる（同12:9-10）。アロンは悔い改め、救いを求める（同12:12）。モーセはこれを受け入れ、主に助けを求めたため（同12:13）、ミリアムは7日の後に回復する（同12:14-15）。

ここではツアラアトは人間の罪に対する神の怒りと裁きの結果とされる。神はツアラアトをもつて罪人を罰し、罪に報いる。裁きをとおして神の主権が顯される⁵²⁾。同時に神は人間の祈りととりなしを受け入れ、罪を赦す。つまりツアラアトは、人間にとってはきわめて重い裁きではあるが、取り消されることのない罰ではなく、神の絶対の主権をあらわす一つの要素でもありうる。

3. (1) 5) 医学的、歴史的考察

多くの註解者が指摘するように、ツアラアトは、著しい皮膚病症状ないし衣服等の表面の祭儀的汚れを意味する。たんなる皮膚病症状をも含む。レビ記13章でツアラアトとされる状態は、必ずしもハンセン病にのみ特有のものではない。そこに挙げられている症状をもってハンセン病と診断することはできない。

疫学的には、旧約各書が基本的に成立したとされる紀元前10世紀から5世紀の間に、パレスチナ地方にハンセン病が存在していたとは確認されていない。

「これまでの考古学的調査を総合すると、西暦前、エジプトを除く古代オリエント地域にハンセン病が存在していたという証拠は、現在確認されていない。…パレスチナ地域にハンセン病が侵入した時期について、学者の一致した見解は、アレキサンダー大王の東アジア遠征以後と考えている」⁵³⁾

アレクサンドロス3世（在位前336年-前323年）は前334年に小アジアに遠征してペルシア帝国を滅ぼし、前332年にはパレスチナに達する。さらに遠征はエジプトから、前326年にはインド西部に及んだ。これによって東方地域の兵士、捕虜、奴隸など多くの人々が西に移動し、その結果ハンセン病がパレスチナを含むオリエント各地、さらには地中海沿岸にまでもたらされたと言われている。これに従えば、旧約時代のパレスチナに、ハンセン病は存在しなかったと考えられる。事実、ミイラ等の調査によっても同地におけるこの病気の感染は確認されていない⁵³⁾。

以上の旧約本文の検討をふまえ、また医学的、歴史的な所見を合わせると、旧約におけるツアラアトはハンセン病を意味しないとするのが妥当である。

3. (1) 6) 小結

イスラエルは神の民として選ばれた。エジプトでの奴隸状態から救われ、荒れ野の40年間を守られる。乳と蜜の流れる約束の土地を与えられ、王国を形成する。この神の恵みに対する応答として、「あなたたちは聖なる者になりなさい。あなたたちの神、主であるわたしは聖なる者である」（レビ19:2）との戒めが与えられた。とくに紀元前6世紀にエルサレムが陥落し、国家を失ってからは、人々は神の法である律法を守り、再建されたエルサレム第二神殿を中心として祭儀的に自らの聖性を保つことによって、自分たちが神の聖なる民であることを確認していく。神の選びの恵みに応える努力が、汚れを取り除く熱心となって現れる。その一つがツアラアトの規定である。

旧約本文には、医学的観点からツアラアトをハンセン病とするに足る叙述は見られない。また疫学的にも、旧約成立までにハンセン病がパレスチナに存在した証拠は発見されていない。むしろツアラアトは医学用語であるよりも、祭儀術語である。この規定により、人々は皮膚や衣服、家屋などの表面に現れるさまざまな汚れを、民の聖性を危うくするものとして排除することに努めた。ツアラアトであるか否かの判定を下し、処置を決定するのは医師ではなく、祭司である。ツアラアトは人間の罪に対する神の怒りと裁きをあらわす。またただ唯一、それを引き起こし、あるいは清めることができる神の主権を意味する。このようにきわめて神学的な術語を、特定の疾病であるハンセン病に置き換えることはふさわしくない。そのために『新共同訳旧約聖書』などはツアラアトを「重い皮膚病」と訳している。

3. (2) 新約におけるレプラ

新約において従来、「らい病」、「らい病人」と訳されてきた語は、名詞 *λέπρα* レプラ、および形容詞 *λεπρός* レプロスである。前者は4回、後者は9回、用いられている。そのすべてがマタイ、マルコ、ルカのいわゆる「共観福音書」に見られ、それ以外の各書には出ない。マタイとルカにそれぞれ5回ずつ、マルコに3回、使われている。紀元前3世紀に成立した旧約のギリシア語訳『70人訳旧約聖書』は、ヘブライ語のツアラアトをギリシア語のレプラと訳した。新約各書はこれに従っていると考えられる。以下では、それぞれの箇所を釈義的に検討したうえで、医学的、歴史的所見を加え、新約におけるレプラとは何かを探る。

3. (2) 1) マルコ1:40-45（並行箇所 マタイ8:1-4、ルカ5:12-16）

イエスが、レプラを患ったユダヤ人を癒す奇跡物語である。ここでは病者の具体的な症状は記されていない。したがってこれがハンセン病であるとは確定できない。

明らかなのは、この人がレプラであることを、本人も社会も認めていることである。イエスもまたそれに対して疑義を抱いていない。むしろ清めの後に「行って祭司に体を見せ、モーセが定めたものを清めのために献げて、人々に証明しなさい」（マルコ1:46）との指示を与える。この発言は、レビ記14:1-32にあるツアラアトの清めに関する律法規定に従ったものである。つまりイエスはツアラアト律法の定めを認め、受け入れている。レプラは、旧約のツアラアトと同様、治療されるべき対象であるよりも、清められるべき対象である。実際にイエスはこの人を、医学的に「癒す」*θεραπεύω*（マタイ8:7、マルコ1:34他）、「救う、なおす」*σώζω*（マルコ5:28他）のではなく、祭儀的に「清める」*καθαρίζω*（マルコ1:41）。この意味でイエスの救いは律法祭儀のまったく外にあるのではない。そのなかにあり、律法の存在を前提として救いの業が行われる。

しかしイエス自身は律法の定める汚れにはとらわれない。「手を差し伸べてその人に触れ」（同1:41）とある。ユダヤ人にとってツアラアトとされた者に触ることは、自身が律法上の汚れを負うことであり、忌避すべきことであった。にもかかわらずイエスはあえてこの人に触れ、手をおいて清める。それがイエスの「深い憐れみ」（同1:41）⁵⁴⁾であり、ツアラアト律法に縛られていた人を救い、解放しようとする意志（「よろしい」 同1:41）⁵⁵⁾の現れであった。新約のレプラは旧約のツアラアトとまったく同様に、祭儀上の存在であり、人々を強く拘束していた。それがイエスによっ

て初めて解かれる。イエスの福音はこうしてツアラアト律法を克服し、人々を自由へと導く。

3. (2) 2) マタイ11:2-6 (並行箇所 ルカ7:18-23)

獄中にある洗礼者ヨハネの質問を携えてきた弟子たちに対するイエスの答が記される。洗礼者はイエスが、「来るべき方」すなわち救い主であるのかどうかを確かめようとする。しかしこれは直接の答を与えない。ただ「目の見えない人は見え、足の不自由な人は歩き、レプラーの人は清くなり、耳の聞こえない人は聞こえ、死者は生き返り、貧しい人は福音を告げ知らされている」(マタイ11:5)と語る。この宣言は、イエスがレプラーをも清め、克服する力ある存在であることを意味する。それにより、イエスが救い主としての力を持ち、振るっていることが示される。この点でイエスは洗礼者とは決定的に異なる。すなわちここでは、イエスが「来るべき方」であることが宣言されている。イエスはレプラーをも清める権能と主権を持つ救い主である。

さらにイエスのこの権能は、マタイ10:8では弟子たちを伝道に派遣するに当たり、彼らに付与される。「病人をいやし、死者を生き返らせ、レプラーの人を清くし、悪霊を追い払いなさい」とある。並行箇所の一つ、マルコ6:13では、悪霊を追い出し、病人をいやす権能が弟子に与えられたとあるだけである。レプラーについては言及されない。マタイと同じQ資料によると見られるルカの並行記事9:1においても同様である。死者の甦りとレプラーの清めはマタイにだけ出る。彼にとって両者は、イエスが「来るべき方」であることの顕著なしるしである。イエスにあっては、もはやレプラーは決定的な汚れや神の裁きではない。むしろそれがイエスによって克服されることにより、彼が救い主であることを示す役割を果たすにすぎない⁵⁶⁾。そしてそのイエスの権威は弟子、すなわち教会に受け継がれる。新しい神の民にとって、レプラーに関する祭儀律法は、神の救いと呪いとを分ける障壁とはなりえない。

3. (2) 3) ルカ17:11-19

ルカ福音書における第3のサマリア人物語⁵⁷⁾である。ここでもレプラーの具体的な症状などは示されず、この10人がレプラーであることが前提されている。彼らは距離を保ったまま、イエスに語りかける(ルカ17:13)。イエスもまた、祭司のもとに行って回復を確認してもらうよう勧める(同17:14)。以上から、この物語全体はレビ記13章—14章のツアラアトに関する律法の規定を前提しており、そこでの諸規定は厳密に守られている。

むしろここで強調されているのは、レプラーの清めにあづかった後、サマリア人だけがイエスのもとに戻り、大声で神を賛美した(同17:15)ことである。その点で、同5:12-16とは著しい対照をなす。5章においてはユダヤ人のレプラーが清められているが、17章ではサマリア人の清めが焦点となる。ユダヤ人から見れば、レプラーを患うサマリア人は、もっとも救いから遠い存在の一人である。しかしその彼だけが、自分が清められたことに対してイエスの足もとにひれ伏して感謝した(同17:16)。これによって、第1に、ルカにおいてはイエスの救いが異邦人をも含み、むしろ異邦人を目指すものであることが示される。レプラーをも克服するイエスの権威は、イスラエルの民だけに限定されない。異邦人にまで及ぶ。ルカが展望しているのは異邦人伝道であり、世界の万民に宣べ伝えられる福音である。その意味で、ここでのレプラーはイエスの救いの普遍性を示す手段の一つ

となっている⁵⁸⁾。さらに第2に、サマリア人の清めと感謝の応答は、ユダヤ人に、イエスに対する信仰の応答を強く求める。「サマリヤ人に対する恵みの言葉は、同時にユダヤ人に対する悔い改めを促す言葉であった」⁵⁹⁾。

このことは、すでにルカ4:27においてイエスの口から語られていた。「預言者エリシャの時代に、イスラエルにはレプラを患っている人が多くいたが、シリア人ナアマンのほかはだれも清くされなかつた」。列王記下5章に言及したこの言葉は、すでに旧約において神の救いはレプラの癒しをとおして異邦人に及んでいたのであり、今ユダヤ人たちがイエスを拒絶することによって、自ら救いを異邦人へと押しやる結果となることを暗示している。

3. (2) 4) 共観福音書以外の新約各書

ツアラアトは旧約全体にわたる重大な問題であった。しかし新約においては事情が異なる。レプラ *λέπρα* およびレプロス *λεπρός* は、マタイ、マルコ、ルカのいわゆる共観福音書にのみ出る。他の新約各書には見られない。それはなぜか。ここではパウロ文書とヨハネ文書を取り上げ、そこになぜレプラが取り上げられていないのか、検討する。

①パウロ文書

パウロの中心的思想は信仰義認である。

「人は律法の実行ではなく、ただイエス・キリストへの信仰によって義とされると知って、わたしたちもキリスト・イエスを信じました」⁶⁰⁾

人は律法のもとで罪に捕らわれ、その呪いに縛られていた。しかし「キリストは、わたしたちのために呪いとなって、わたしたちを律法の呪いから贖い出してくださいました」(ガラテヤ2:13)。キリストが十字架に付けられることによって律法の呪いを代わって受け、その結果、人は、罪を悔い改め、キリストを救い主と信じることによって赦され、救われる。パウロはこう信じ、もはやキリスト者は律法の束縛から解放され、自由にされていると主張する。したがってもはや救いは、律法のもとにあるユダヤ人に占有されるのではなく、広く、律法の外にある異邦人に開かれた。パウロはこの確信から、異邦人伝道を使命とし、そのために一生を捧げる。

パウロにとってキリストの十字架と復活の福音は、旧約律法を越えた決定的な救いである。それは全ての人々に及ぶ。したがって旧約律法によって呪いと定められたレプラは、もはや効力を持たない。人を救いから遠ざける障害とはならない。律法自体がキリストの福音によって乗り越えられている。レプラであるかどうかは、パウロにとって原理的に、救いとは無縁の事柄である。そこであえて、これを取り上げる必要を認めなかつたと考えられる。

②ヨハネ文書

ヨハネによる福音書とヨハネの手紙一～三は、その成立の時期、場所、思想が似かよっており、一般にヨハネ文書とされる。ここにもレプラという語は出ない。とくにヨハネ福音書はイエス・キリストの地上の生涯を描きながら、いわゆる共観福音書とは異なり、レプラを取り上げない。

最近の研究によれば、ヨハネ福音書が成立したのは、紀元後80年代末から90年代にかけてとされる⁶¹⁾。すでにユダヤ人は、70-73年のユダヤ戦争でローマに決定的な敗北を喫しており、ローマ帝国のなかで、その公認宗教として生き残る道を選ばざるをえなくなっていた。そこで90年のヤ

ムニア会議において、旧約39書を聖書正典として認め、それ以外を正典として持つ者、とくにキリスト者をユダヤ教徒と認めず、イエスをキリストと告白するユダヤ人キリスト者を、会堂から追放することを決定した。こうしてユダヤ人教会は、ユダヤ教から排除されるとともに、ローマ公認宗教の枠から外されて迫害を受けるという二重の窮地に陥る。この結果、多くのユダヤ人キリスト者が教会を離脱し、ユダヤ教の会堂およびその共同体へと回帰していく。

この危機的状況のなかでヨハネ福音書をはじめ、各文書が次々と執筆される⁶²⁾。とくに福音書の書かれた目的は、第1に、イエスがキリストであることを明らかにし、会堂に残ったユダヤ人キリスト者がこの告白をともにするよう決断を迫ることにあった。また第2に、教会からの離脱者が続出する事態に際し、イエスの言葉にとどまり、互いに愛し合うことによって教会を守ることである⁶³⁾。したがって著者ヨハネの主要関心は、歴史的なイエス像を描くことではなく、教会が仰ぐキリストとはどのようなお方かということにあった。そこではもはやレプラという個別の事態を取り上げる必要は認められなかったと考えられる。

3. (2) 5) 小結

新約諸書は紀元1世紀中ごろから2世紀にかけて成立したとされる。疫学上、パレスチナにハンセン病が到達したのは、アレクサンドロス3世がインドに遠征した紀元前326年以後といわれる。したがって新約諸書が成立した時期、ハンセン病がパレスチナに存在した可能性がある。この事情から、『新共同訳新約聖書』は1987年の出版当初、レプラを「らい病」と訳したと思われる。『新改訳聖書』第1版および第2版もまた同様である。

しかし新約では共観福音書にのみ出るレプラの叙述には、ハンセン病と特定するに足る症状はまったく見られない。むしろ新約のレプラの概念は旧約のツアラアトのそれをそのまま受け継いでいる。特定の疾病を指すのではなく、著しい皮膚病疾患の総称を示しており、ツアラアトの定義、およびその清めによる確認については、基本的にレビ記13—14章の律法規定を受け入れている。旧約同様、祭儀上の淨不淨が問題とされ、したがって「清め」が課題となる。以上より、新約におけるレプラをハンセン病と確定することはできない。

さらに共観福音書はレプラを、キリストの主権により克服されるべきものと見ている。レプラは神の呪いを表すものではなく、むしろその克服によってキリストの主権が明らかにされる。共観福音書の他には、レプラという語さえももはや見られない。パウロは信仰義認によってレプラについての祭儀律法を乗り越えてしまっている。また同じ福音書でありながら、ヨハネ福音書の関心はもはやレプラを清める歴史的イエス像ではなく、キリスト論的な内容に移ってしまっている。こうしたことから、新約におけるレプラをハンセン病とみなすことはできない。まして「らい病」と訳すことは適切ではないと思われる。

3. (3) 聖書翻訳におけるツアラアトとレプラ

これまでの聖書テキストの検討の結果、旧約のツアラアトおよび新約のレプラがハンセン病とは同定されえず、むしろ皮膚表面に顕著に現れる疾患症状の総称であると結論した。ここでは、両者が各国語への聖書翻訳にあたり、どのように訳されたかを見、その場合これがハンセン病と見られ

ていたのかを検討する。

3. (3) 1) 70人訳ギリシア語旧約聖書 紀元前3世紀

紀元前3世紀に成立した旧約のギリシア語訳聖書。伝説によれば、ピトレイオス2世の命令により、アレクサンドリアの図書館にいたユダヤ人の長老70名が翻訳したと言われる。そこで『70人訳ギリシア語聖書』と呼ばれる。実際には、当時、ユダヤ人は地中海世界に広く離散しており、母国語であるヘブライ語ではなく、共通語となっていたギリシア語を用いるユダヤ人が増加していた。こうしたヘレニズム化したユダヤ人が会堂で礼拝を守るために、ギリシア語訳旧約聖書が求められ、制作されたものと思われる。最初期のキリスト教会は、これを受け入れた。新約では、旧約を引用する場合、多く、この『70人訳聖書』を用いている⁶⁴⁾。ここではヘブライ語のツアラートは、ギリシア語のレプラと訳されている。

紀元前3世紀においてレプラはハンセン病を意味したのだろうか。当時、ギリシア・ローマ世界で医学の権威として尊敬されていたのは、ギリシアの医聖ヒポクラテス（前450—370年）である。彼およびその学派の医学論文や医療法は紀元前3世紀に『ヒポクラテス全集』として編纂され、古代ヨーロッパ医学の集大成として普及していた。犀川は次のように指摘している。

「ヒポクラテス自身は、ハンセン病を『象皮病』Elephantiasisと称し、ギリシャ医学でも象皮病で通っていた」⁶⁵⁾。

つまり紀元前のギリシア・ローマ世界では、ハンセン病は象皮病と呼ばれていた。これに対してレプラはさまざまな病気のために皮膚に現れる種々の症状全体のことであり、病名とは考えられていなかった。

すなわち『70人訳聖書』は、ヘブライ語のツアラートをギリシア語のレプラと訳したとき、これをハンセン病の意味で用いたのではない。むしろさまざまな病気に起因する著しい皮膚症状全体を指して用いた可能性が強い。

3. (3) 2) ウルガタ Vulgata ラテン語標準訳聖書 紀元5世紀

イエスの十字架と復活の後、キリスト教会はローマ世界に広がる。当時、地中海沿岸地域では次第に、日常的に共通語としてラテン語が、ギリシア語に代わって用いられるようになる。ラテン語訳聖書が求められ、各地で翻訳の試みが始まられる。とくに313年にコンスタンティヌス帝がミラノ勅令により、キリスト教をローマ帝国公認宗教とすると、この動きが強まる。しかし当時、ラテン語自体が地方によってさまざまな特徴をもち、統一したものとはなっていなかった。そこで各地方のラテン語訳聖書を統一した、標準ラテン語による聖書の必要性が高まる。この業を担ったのがヒエロニムス（340—419年）である。彼の手によって405年、ラテン語標準訳旧新約聖書『ウルガタ』（ラテン語で「一般的な」の意味）が完成した。これは長くローマ・カトリック教会の公式聖書として用いられる。1546年のトリエント公会議ではこの改訂が決議され、1552年の改訂版はローマ・カトリック教会の標準聖書となった。とくに中世においてはこれ以外の聖書翻訳およびその使用は基本的に許されなかつた。

『ウルガタ』は『70人訳』に従い、旧約のツアラートおよび新約のレプラをそのままラテン文字

に置き換え、機械的にレプラLepraと訳した。しかしヒエロニムスの時代、レプラは何を意味したのだろうか。当時、ローマのガレノスがヨーロッパ医学の指導的立場にあった。彼について犀川は、「ガレノスは、ハンセン病を『象皮病』と称しつつも、象皮病の一部、皮疹を主症状とする型を、Lepraと呼ぶにいたり、その影響は大きく、Leplaという言葉は次第にハンセン病の呼称の如く定着していった」⁶⁶⁾と指摘している。「象皮病」として知られていたハンセン病のなかでとくに顕著な皮膚症をともなう一部のものを、本来は病名ではなかったレプラと名づけたため、ハンセン病とレプラが混同される結果を生み出す。さらには象皮病という名が忘れられ、レプラがハンセン病の名として広まっていく。ヒエロニムス自身が、レプラをハンセン病と考えていたかどうかは明らかではない。しかし少なくとも、後代、『ウルガタ』によって聖書に親しんだ人々が、そこに出るレプラをハンセン病であると誤解するようになったことは事実である。こうして同病が祭儀的に汚れた不浄の病として恐れられるという偏見を生むに至る。

とくに『ウルガタ』はローマ・カトリック世界で標準訳聖書として普及した。後に諸外国語に聖書が翻訳されるときにも参照され、その影響は大きかった。多くの翻訳聖書が、旧約のツアラートおよび新約のレプラを「らい病」と訳し、ハンセン病が聖書において神に呪われた業病とされているという偏見を広げる結果となる。

3. (3) 3) おもな近代・現代訳

ドイツ語については、

- ① 『ルター訳聖書』1522年の新約の出版以来、権威あるドイツ語訳聖書として用いられてきた。おびただしい改訂を経て今日に至り、なお用いられている。しかし1975年版においてもなお、ツアラートおよびレプラは、Aussatzつまり「らい病」と訳されている。
- ② 1967年版の Gute Nachricht Für Sie においてはLepraと訳されている。

英語版のおもな訳では、

- ③ 『ジェームズ王欽定訳』King James Version (1611年) は、16世紀のW.Tyndale訳等を集め大成したもので、長く英語圏諸教会で標準とされ、また多くの聖書翻訳に影響を与えた。ここではツアラートおよびレプラをleprosyと訳している。
- ④ 『改訂標準訳』Revised Standard Version (1952年)においてもツアラートおよびレプラはleprosyないしleprous diseaseと訳されている。これは日本語『口語訳聖書』に影響を与えたものである。
- ⑤ 『新英語訳』New English Bible (1970年) の旧約は、「皮膚病」など、いくつかに訳語を使い分けている。新約はleprosyと訳しているが、注に、これが皮膚病であってハンセン病を意味しないことを説明している。
- ⑥ 『現代英語訳』Today's English Version (1976年) では、a dreaded skin-disease「重い皮膚病」と訳している。

近代までの各国語への聖書翻訳に対して、『70人訳ギリシア語旧約聖書』と『ウルガタ ラテン語標準訳聖書』の与えた影響は大きい。これらに機械的にしたがった結果、多くの翻訳聖書が旧約ヘブライ語のツアラートおよび新約ギリシア語のレプラを「らい病」とするに至った。原語の厳密

な検討は必ずしも十分ではなく、また医学や疫学の知識も十分にはなかったことがおもな原因と考えられる。しかし1873年にハンセンがレプラ菌を発見して以来、ハンセン病の医学的研究と治療法の確立は着実に進歩した。疫学的研究も進んだ。しかしこれら医学研究の成果が聖書翻訳に取り入れられるようになったのは、1970年代に入ってからである。ハンセン病者への社会的偏見と差別に対して聖書翻訳が担った役割と責任が重いだけに、対応は必ずしも速かであったとは言えない。聖書翻訳にあたっては、ただ古典語学や関連学科の研究だけではなく、近現代の諸科学および社会の動向をも視野に含めることが求められている。このことは日本語訳についてもまったく同様である。

3. (3) 4) 日本語訳

- ① 『文語訳聖書』(1917年)では旧約のツアラアトおよび新約のレプラは、ともに「癩病」とされている。これは、『ウルガタ』の影響を受けたKJVをおもに参考したためと思われる。
- ② 『口語訳聖書』(1955年)では、旧新約とともに「らい病」と訳されている。
- ③ 『新改訳聖書』(1963年)は当初、旧新約とともに「らい病」と訳していたが、2003年発行の第3版より、「ツアラアト」と訳すように変えられた。
- ④ 『新共同訳聖書』(1987年)の旧約においては、出版当初よりツアラアトを「重い皮膚病」としている。しかし新約ではレプラを「らい病」としていた。新約時代、パレスチナ地方にハンセン病が存在したため、訳語を変えるまでに至らなかつた。しかしその後、研究が進み、社会的にも1996年に「らい予防法」が廃止されるなど、認識が深まつた。それを見て、1997年より、新約においてもレプラを「重い皮膚病」と表記するようになった。それ以前に出版されたものについては、日本聖書協会名で、「らい病」を「重い皮膚病」と読み替えるよう勧められている。

日本語訳聖書の多くが、外国語訳聖書の影響を受けてきた。その外国語聖書の大半は『70人訳ギリシア語旧約聖書』と『ウルガタ ラテン語標準訳聖書』にならっている。そのため、日本語訳聖書は間接的にこれらの影響のもとにあり、とくにツアラアトとレプラについては、深く吟味することなく「らい病」と訳してきた。『新共同訳旧約聖書』においてはじめて、その点の反省がおこなわれ、「重い皮膚病」と訳された。しかし『新共同訳新約聖書』が「らい病」を「重い皮膚病」へと訳語を変更したのは、出版から10年を経てからとなった。

ただしツアラアトを「重い皮膚病」と訳すことが適切であるかどうかは、問題が指摘されている⁶⁷⁾。すなわちこの訳語によって、著しい皮膚症状を伴うハンセン病に対する社会的偏見と差別を克服することができるのか、またかえってハンセン病だけでなく、さまざまな皮膚疾患を伴う病気をも「神に呪われた病」とする誤った理解を引き起こすのではないかという懸念である。またこの訳語では、レビ記13:47以下の衣服や布、糸や革などに生じるツアラアト、また14:33以下の、家屋に生じるツアラアトを含めることはできない。この点で、『新改訳聖書』第3版においては、この語の適切な日本語訳が得られなかつたとして、一貫して原語の片仮名表記である「ツアラアト」を用いる決定を行い、この方針に基づいて改訂が行われた。これは一つの見識であると評価することができる。しかし同時に、聖書の言葉を日本語で言い表すという翻訳本来の務めを果たす上では、

これもまた一つの試みであるにとどまるとも思われる。聖書のツアラアトおよびレプラを、正しく日本語に移す努力が、さらに継続して求められる。

キリスト者の割合がまだ少ない日本にあっても、聖書の潜在的な読者は多数にのぼると思われる。ハンセン病者に背負わされてきたいわれなき差別の歴史的現実の厳しさと重さを思えば、聖書の普及にあたり、この国でも聖書翻訳の責任は重いといわざるをえない。

3. (4) 結

旧約時代にハンセン病はパレスチナ地方には存在しなかった。むしろ旧約におけるツアラアトは特定の病名ではなく、著しい皮膚病症状を指す。それは医学的概念ではなく、律法的、祭儀的概念である。そのツアラアトが『70人訳ギリシア語旧約聖書』によってギリシア語のレプラと訳されたときにも、ハンセン病として理解されたのではない。著しい人体の皮膚や物体の表面にあらわれた祭儀的汚れの症状ないし現象として考えられた。

新約諸書が成立した時代にはパレスチナ地方にハンセン病は知られていた。しかし新約は旧約のツアラアト概念をそのままレプラとして受け継いでいる。しかも共観福音書は、イエスがレプラを清める「来るべき方」神の子・救い主であると証ししている。他の新約文書には、レプラという語そのものが出ない。パウロはその信仰義認論により、イエスの十字架と復活によって律法祭儀を越えた。またヨハネ文書にあっては、イエスがキリストであることを中心の関心事としている。

むしろ問題は、新約後、聖書がラテン語をはじめ各国語に翻訳される過程で生じた。3世紀以後、症状を表すツアラアトおよびレプラがハンセン病を指すと誤って理解され、これが定着する。『ウルガタ ラテン語訳標準聖書』においてレプラと訳された語が、ハンセン病と解されるようになり、ここから、神に呪われた業病であるとの偏見が生まれる。各国語への翻訳聖書が『ウルガタ』にならい、十分に吟味することなくレプラの術語を当てたため、ハンセン病への偏見と差別が世界に蔓延する結果となった。ようやく現代語訳聖書になって、その修正が試みられている。しかし依然として正確な訳語は得られていない。その意味で、日本語への聖書翻訳作業は、なお道半ばにあると言わざるをえない。

4. おわりに

聖書の翻訳は社会と歴史に大きな影響を与える。M.ルターが「召し」を、世俗的職業をも意味するBerufと訳したことから、職業を神が与えた使命ないし「天職」と見る新しい職業倫理が生まれた。これがカルヴァニズムに受け継がれ、予定説を媒介として広くプロテスタント各派に普及する。これにより、世俗的職業を聖職の一段下に置く中世の職業倫理が転換され、神が自分に与えた職業に励むことによって神の栄光をあらわすという道が開かれる。その結果、近代産業社会の倫理的基礎が築かれ、時代が大きく進められていく。その点でこのことは、聖書翻訳がもたらした、いわば「光」の部分であるとも言えよう。

一方、聖書翻訳の過程において旧約のツアラアトと新約のレプラが誤ってハンセン病と同一視されるにいたり、同病者に対する深刻な偏見と差別を生み出した。この歴史的事実は、聖書翻訳のいわば「陰」の部分であり、等閑に付されるべきではない。事実を認め、悔い改めつつ、聖書の言葉

が正しく訳され、伝えられるよう努力することが求められる。

神の言葉である聖書はすべての人に開かれている。すべての民に読まれることを求める。そのためには聖書の翻訳が重要な課題となる。なによりもテキストの正確で忠実な翻訳が必要である。同時に、翻訳聖書の持つ社会的影響力をも認識し、人々に誤解なく神の言葉が伝える努力が求められている。

注

- 44) ハンセン病は、感染症であるにもかかわらず、潜伏期間が数年から数十年と長いため、遺伝病と誤解された。そのため多くの国で優生保護政策の対象とされ、隔離政策が取られた結果、社会の理解が進まなかつた。患者は拘束、隔離され、断種処置まで強制された。一般には、皮膚に現れる特徴的な変異、また神経細胞の壊死などの症状により、「不治の病」と恐れられた。さらに多くの地域において、この病が宗教的な汚れや呪い、神罰の結果とされたことが、深刻な差別をさらに助長する結果となつた。
- 45) 他に、申命記24:8、列王下7:3・8、同15:5にも出る。
- 46) 13:47f.においては衣服や革製品に生じる「かび」がツアラアトと規定され、同14:33-54では、同様のツアラアトが家屋に生じた場合の処置法が記されている。これらは、人間の皮膚に生じたものと同様にツアラアトの一種と認識されており、祭儀的な処置が必要とされている。したがってこうした聖書箇所でツアラアトを、「かび」と翻訳することには問題が残ると思われる。
- 47) 『新共同訳聖書』レビ記13:45-46 後に見るように、『新共同訳旧約聖書』は1987年の出版以来、一貫してツアラアトを「重い皮膚病」と訳している。
- 48) Micklem, Nathaniel *the Interpreter's Bible vol.2*, Abington Press. 1953, p.62
現代の多くの註解者が同じ見解を示している。
「本章中の病名は、必ずしも現代のわれわれが使っている病名と一致するものではない」(『レビ記』 フランシスコ会聖書研究所 1978年、75頁)。
「『悪性の皮膚病』という用語は、明らかに、多くのいろいろな種類の皮膚病を含んでいる。…諸規定が医学的知識や衛生的考慮に基づいたものでないことが明らかである。…ここでも重要な事柄は、儀式上の汚れである。…述べられている状態のどれも、たぶんらい病と同一視することはできないであろう。それは古代近東では知られていなかった」 J.R.Porter *Leviticus*, 1976, Cambridge Bible Commentary on the New English Bible, (樋口 進訳『ケンブリッジ旧約聖書注解 レビ記』新教出版社1983年、90頁)
- 49) W.A.L.Elmslie *the Interpreter's Bible OT vol.3*, Abington Press. 1954, p.341-348
- 50) その他、「神を畏れ敬うことを諭したゼカルヤが生きている間は、彼も主を求めるように努めた。彼が主を求めている間、神は彼を繁栄させられた」(歴代下26:5)とあり、ウジヤの敬虔さが上辺だけであったことを示唆する。これもまた、ウジヤがツアラアトを病んだ事実を応報的に説明するために、歴代誌家が意図的に挿入した文章と考えられる。
- 51) 扉川 一夫『聖書のらい』新教出版社1994年、34頁。この点は、レビ13:45の「ツアラアトにかかっている患者は、衣服を裂き、髪をほどき、口ひげを覆い」も同様である。それらの動作は、感染を防ぐ処置ではなく、自分が汚れているとされ、他者との接触を絶たれて聖なる共同体に対する象徴的な死を味わった悲しみや嘆きを表す。J.R.Porter、前掲書95頁
- 52) 列王下5章のナアマンの癒しの物語においては、アラムの軍司令官ナアマンがツアラアトを患っていたと記されるが、その原因については言及されていない。彼はエリシャによって回復するが、ナアマンからエリシャへの贈り物を欺き取ったエリシャの従者ゲハジは、その罪のゆえにナアマンのツアラアトを負うことになる(列王下5:27)。後者の場合は、ツアラアトは、神の怒りと裁きをあらわすものと理解されている。
- 53) 扉川、前掲書68頁

- 54) 「深く憐れむ」と訳された原語 σπλαγχνίζομαι は「内臓」の派生語である。内臓の奥深く、心から深く憐れむことを意味する。
- 55) 「よろしい」と訳された原語 θέλω は「願う、意志する」の意味を持つ。レプラの人を心から深く憐れみ、自ら触れて清める行為には、イエス自身の強い救いの意志がこめられている。
- 56) マタイ5:17によれば、イエスの福音は律法の廃棄ではなく、その完成を意味する。自身がユダヤ人キリスト者であったと見られるマタイにとって、ユダヤ教の律法主義と異邦人の無律法主義はともに警戒すべき対象であった。イエスはレプラを清める権能において、律法主義の限界を克服しつつ、神の言葉としての律法を完成する。
- 57) 他に9:51-55、10:25-37。いずれもルカの特殊資料に属し、ルカだけに特徴的な物語である。ユダヤ人にとってサマリア人は神の救いから隔てられた存在であった。しかしルカはそのサマリア人がイエスによる救いにあずかるに多大の関心を寄せる。サマリア人の救いは異邦人全体への救いに直結するからである。
- 58) 「したがってこのサマリヤ人の話は、ローマ人への手紙1章16節の『すべて信する者に力を得させる神の力』にすれすれのところまで近づいている」 Gerhard Friedrich *Das Evangelium nach Lukas, das Neue Testament Deutsch* Vandenhoeck & Ruprecht in Göttingen. 1968 (泉治典・渋谷浩訳 『NTD新約聖書註解 ルカによる福音書』 NTD新約聖書註解刊行会1976年、421頁)
- 59) 同書420頁
- 60) ガラテヤの信徒への手紙2:16。他にも同3:25、ローマ3:21-31、同5:1など。
- 61) 松永希久夫『新共同訳 新約聖書注解 I』日本基督教団出版局1991年、392頁
- 62) ヨハネの手紙一～三は、福音書が記された後、教会のなかに生じた分裂の危機を反映している。ヨハネ福音書は、ヤムニア会議前後の、ユダヤ人教会とユダヤ教の会堂との緊張を背景として、教会が独り子であるイエス・キリストを明確に告白するよう促し、ユダヤ人キリスト者がユダヤ教と訣別するよう勧めた、紀元90年前後の成立と考えられる。そこではユダヤ教の会堂に対するキリスト教の教会の戦いが反映している。他方、3つのヨハネの手紙は、後にこの福音書の読み方をめぐって教会内に生じた異端の問題について記された、紀元100年前後のものとされる。なかでも、三ヨハネ書が最初に記された可能性が高い。長老ヨハネが、ディオトレフェスの引き起こした問題についてガイオに宛てて個人的に記したものである。これがキリストの受肉と贖罪を認めない異端の問題となって教会のなかに顕在化した時点で、二ヨハネ書が記され、正統の信仰を伝える。さらに異端が教会を去った後、なお残る不安と動搖を鎮め、教会を立て直すため、最後に記されたのが一ヨハネ書であると考えられている(松永 同書 444頁)。いずれにせよ、福音書から一ヨハネ書にいたるヨハネ文書全体の関心事は、キリスト論であり、すでにここではレプラの問題は中心課題とはなっていない。
- 63) 同書393頁
- 64) 例えばマタ1:23、マルコ1:3、ルカ8:10、使徒2:25-28などは『70人訳聖書』による。他多数。
- 65) 犀川 前掲書53頁 なお同書126頁では、ヒポクラテス全集のなかには他に「Lepraという医学用語も出ているが、これは疾病の病名ではなく、皮膚の種々なる症候群を意味したものである」と記されている。つまり紀元前の古代ギリシア・ローマ世界では、ハンセン病は象皮病と呼ばれ、レプラは病名ではなく、さまざまな病気に共通して見られる皮膚症状を意味していた。
- 66) 同書56頁
- 67) 大嶋 得雄 「何故、長島署教会は『らい』を『ツアラアト』に変えるように要請したか」 2003年8月17日クリスチャン新聞(通刊1756号)所収ほか。